

薬物乱用のない社会を!

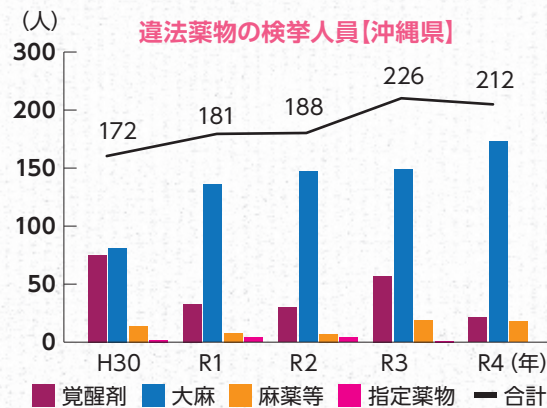
違法薬物の現状

県内における違法薬物の検挙人員は、令和2年が188人、令和3年が226人、令和4年が212人と高止まりの状況が続いています。

種類別にみると、昨年は、大麻が173人、覚醒剤が21人、麻薬等が18人で、特に大麻が全体の約8割を占めており、大麻の乱用が極めて深刻な社会問題になっています。

大麻の検挙人員を年齢別にみると、10代が25人、20代が99人、30代が24人、40代が19人、50代が6人で、10代・20代の若年層が全体の約7割を占めています。

インターネットなどで、「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が氾濫していることや、一部の国で合法化されていること、覚醒剤などの他の違法薬物よりネガティブなイメージが弱いことなど様々な要因が相まって、若年層が安易に大麻に手を染める状況が窺えます。



違法薬物の種類と危険性

覚醒剤

幻覚や妄想が現れ、中毒性精神病になりやすく、使用をやめても再燃(フラッシュバック)することがあり、大量に摂取すると死に至ることがあります。

大麻

知覚の変化や学習能力の低下、パニック等のほか、精神疾患を発症させるリスクを上昇させるなど中枢神経に影響を及ぼします。

麻薬等

コカインやヘロイン、LSD、MDMAなど様々な種類のものがあり、知覚を変化させ、幻覚や妄想が現れます。大量に摂取すると、全身けいれんを起こしたり、高体温になり死に至ることがあります。

指定薬物

中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用があり、人体に使用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物として、厚生労働大臣が指定したものです。



大麻



MDMA



違法薬物は1度使っただけでも「乱用」です。

違法薬物の使用により、血圧上昇や心疾患を発症させ、意識障害や妄想、幻覚による精神障害に陥り、殺人や強盗などの凶悪犯罪や重大な交通事故等を引き起こすことがあります。

さらに違法薬物の効き目が切れた時の苦痛から逃れるため、違法薬物による効果を強く求めるようになる「依存性」が形成され、違法薬物を繰り返し使用しているうちに同じ量では効かなくなる「耐性」も生じ、違法薬物の購入資金を得るための窃盗等の犯罪に手を染めてしまいます。

違法薬物の乱用は、乱用者本人のみならず、家族や友人等の周囲の人、更には社会全体に害悪を及ぼす重大な犯罪です。

その場の雰囲気や友達からの誘いで違法薬物に手を出してはいけません。

また、SNSを通じた違法薬物の勧誘にも応じてはいけません。

違法薬物の危険性を十分に認識するとともに、県民全員で薬物乱用のない社会の構築を目指しましょう。

問い合わせ

県警察本部 組織犯罪対策課

電話:098-862-0110(代表)